

事由別修正箇所

1. 提出された意見を踏まえて修正を実施したもの ※変更内容については別紙のとおり。

○電波法施行規則等の一部を改正する省令

第2条（無線設備規則の一部改正）

- ・第24条第8項第10号
- ・第49条の6の12第2項第3号ハ
- ・別表第2号第12 6(3)

第3条（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

- ・別表第2号第1注3(4)

附則

○平成31年総務省告示第23号

- ・第2条第4項

2. 実質的な変更をもたらさない形式的な修正等をしたもの ※変更内容については別紙のとおり。

(1) 誤字・平仄・体裁等の修正を行ったもの

○電波法施行規則等の一部を改正する省令

○電波法第六条第八項第五号の規定に基づく総務大臣が公示する区域

○周波数割当計画

○昭和61年郵政省告示第395号

○平成24年総務省告示第426号

○平成30年総務省告示第356号

○平成31年総務省告示第23号

○電波法関係審査基準

(2) 記載ぶりの変更・追記を行ったもの ※変更内容については別紙のとおり。

○電波法施行規則等の一部を改正する省令

第2条（無線設備規則の一部改正）

- ・第49条の6の12第2項第3号ハ

修正理由：誤記の訂正。